

監査対象部局	瀬戸内市産業建設部商工観光課（観光課）	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 平成 30 年 3 月 16 日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
観光協会が瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書を提出していないことは、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、瀬戸内市観光センター指定管理者基本協定書及び牛窓海遊文化館指定管理者基本協定書に違反していると認められる。また、市が、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書の提出を求めずに検査調書を作成していたことは、適正を欠く事項では是正する必要があると認められる。	指定管理施設である瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館それぞれに平成 29 年度事業実績報告書及び平成 29 年度収支報告書（仮決算）を提出させ、同報告に基づいて完了復命書を作成しました。	措置済 (H30. 4. 27)
観光協会が実績報告書等を提出していなかったこと、市が実績報告書等の提出を求めていなかったこと、額の確定を通知せずに補助金を支出していたことは、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。	平成 29 年度補助事業等実績報告書及び平成 29 年度収支報告書（仮決算）を提出させ、平成 29 年度補助金等交付確定通知書を発出しました。	措置済 (H30. 4. 27)